

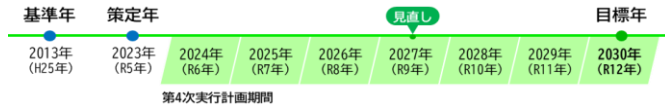
1. 計画の目的

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、本市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることにより、地方公共団体として地球温暖化対策の推進を図るため、「第4次八幡浜市地球温暖化対策実行計画」を策定します。

2. 計画の期間

基準年度：2013年度（平成25年度）

計画期間：2024年度（令和6年度）～2030年度（令和12年度）



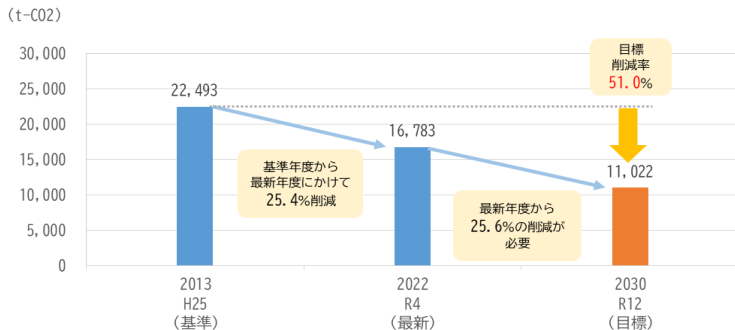
3. 計画の対象範囲

- ・本市が管理するすべての事務事業
- ・二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類

4. 削減目標

項目	基準値 (基準年度：2013年度)	目標値 (目標年度：2030年度)
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	22,493 t-CO ₂	11,022 t-CO ₂ (51%削減)

5. 排出量の推移



6. 基本方針と基本施策

基本方針	基本施策
I 公共施設における低炭素化の実現	(1) 省エネルギー対策の徹底 (省エネ改修、省エネ機器、省エネ診断) (2) 建築物のZEB化の推進【重点】 (3) 木材利用の推進 (4) 建築に当たっての環境配慮の実施 (5) 電動車の導入【重点】 (6) LED照明の導入【重点】 (7) 再生可能エネルギー電力調達の推進【重点】
II 再生可能エネルギー導入の推進	(1) 太陽光発電の最大限の導入【重点】 (2) 蓄電池等の活用 (3) 地中熱システム等の再生可能エネルギー熱の活用
III 廃棄物等 その他対策の推進	(1) 廃棄物焼却量の削減 (2) 廃棄物の3R+Renewable【重点】 (3) 市主催のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の抑制 (4) 自動車利用の抑制等 (5) その他取組
IV 職員の意識改革と率先行動の実行	(1) ワークライフバランスの確保 (2) 職員に対する研修等及び脱炭素型ライフスタイルの奨励

7. 推進及び点検・評価

八幡浜市地球温暖化対策実行計画推進委員会（庁内組織）を中心に、PDCAサイクルにより、総合的かつ効果的に推進します。